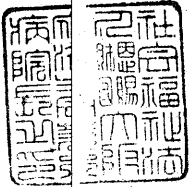


茨木市災害医療センターにおける
医療救護活動等に関する協定書



茨 木 市

社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会茨木病院

茨木市災害医療センターにおける医療救護活動等に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会茨木病院（以下「乙」という。）とは、茨木市災害医療センター（以下「市災害医療センター」という。）における運営、医療救護活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本方針）

第1条 甲は、茨木市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）に基づき、乙を市災害医療センターに指定するものとする。

2 乙は、平常時より市災害医療センター機能を整備、維持するものとし、災害発生時には、市地域防災計画の風水害応急対策及び地震災害応急対策に規定する基本方針に基づき、甲及び府保健所等との密接な連携、協力のもと、医療救護活動等を実施するものとする。

（趣旨）

第2条 この協定は、市域内において災害が発生した場合における市災害医療センターでの医療救護活動等について、甲及び乙が協力して対処するための必要事項を定めるものとする。

（用語定義）

第3条 この協定において、「災害」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害
- (2) 大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件その他の傷病者が多数発生する災害

2 この協定において、「災害対策本部」、「災害時医療対策本部」並びに「地域災害拠点病院」、「災害医療協力病院」、「市災害医療センター」、「応急救護所」、「指定医療救護所」及び「医療救護班」とは、市地域防災計画に規定する災害対策本部等をいう。

（活動の実施要請）

第4条 甲は、次の各号に定める市地域防災計画に規定する災害時医療対策本部の設置基準に準じ、災害発生時において市域内における医療救護活動等の実施が必要と判断した場合は、乙に対して次条で定める活動（以下「諸活動」という。）の実施を要請することができる。

- (1) 目安として、市域震度6弱以上を観測したとき
- (2) 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下又は被災傷病者等が多数発

生しているとき

(3) その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲と連絡が取れないとき、又は活動の実施要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に諸活動を実施する必要があると認めた場合は、自主的に諸活動を実施することができる。

3 乙は、前項の規定により諸活動を実施したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

4 乙が、第2項の規定により諸活動を実施した後において、甲が第1項の規定に基づき諸活動の実施が必要と認めるときは、乙が諸活動を実施したときに要請があったものとみなす。

(活動内容)

第5条 市災害医療センターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 入院を必要とする中等症患者の受け入れ又は集約（被災地内外共通）
- (2) 受け入れ患者に対する診察もしくは二次トリアージ及び必要最低限の応急処置（被災地内外共通）
- (3) 災害時の医療情報の把握、分析及び評価
- (4) 地域災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関の調整（転搬送等）
- (5) 医療班、医療救護班等の受け入れ
- (6) 病院敷地内に病院前医療救護所を設置した場合は、当該救護所における一次トリアージ、必要最低限の応急処置
- (7) 市の要請に基づく応急救護所における現場救急活動の支援
- (8) 市の要請に基づく指定医療救護所における医療救護活動の支援
- (9) 市域内の災害発生時における感染症対策支援
- (10) 前各号に規定する活動に係る請求等の関連事務
- (11) その他甲及び乙の協議により必要と認めるもの
(連携及び協力)

第6条 甲及び乙は、相互に連携・協力し、市災害医療センターの諸活動に関し必要な業務を実施するものとする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、平常時より、災害発生時に備えた市災害医療センターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対する整備に関し、予算の範囲内において可能な限り必要な支援を行うものとする。

2 乙は、甲とともに平常時から相互に協議、連携し、地域の医療機関、地域住民、防災関係機関等との良好な関係維持に努め、市災害医療センターの諸活動など市内における災害発生時の医療救護体制の確立を図るものとする。

(指揮命令・調整体制の確立)

第8条 甲及び乙は、災害発生時において、それぞれの組織で規定されている業務継続計画、災害対策マニュアル等に基づく平常時業務及び非常時業務並びに諸活動が行われるよう、速やかに指揮命令系統確立のための組織を立ち上げるとともに、双方において組織の立ち上げ及び現場指揮者、調整担当者の確認連絡を行うものとする。

(安全確保)

第9条 甲及び乙は、速やかに施設職員、患者、患者家族等の施設利用者、施設内の負傷者等の安否確認、応急処置等をするとともに、建物、ライフライン等の施設・設備の安全確認、応急補修等を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 乙は、安全確認の結果、市災害医療センターの諸活動に支障が生じるほどの甚大な施設・設備の損壊が認められる場合は、乙において規定する業務継続計画、災害対策マニュアル等に基づく非常時業務対応を優先とするものとする。
- 3 前項の場合、乙は、遅滞なく甲に状況を報告するとともに、甲と協議の上、可能な限り、応急救護所もしくは被災していない市内医療機関が設置する臨時指定医療救護所、指定避難所に併設する指定医療救護所、その他甲の指定する場所における医療救護活動等に協力するものとする。

(情報の収集、伝達・共有)

第10条 甲及び乙は、建物、ライフライン、避難者、被災負傷者等の市内もしくは施設内の被災状況、医療機関もしくは市災害医療センターの稼働状況等、可能な限り正確な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を速やかに双方において伝達し、共有を図るものとする。

- 2 前項の情報伝達、共有は、市地域防災計画等に基づき市災害対策本部から発信される被災状況に係る情報のほか、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に準拠した情報内容を基本として、公衆回線網、衛星回線網、マルチチャンネルアクセス（MCA）無線網、人的伝達方法等、複数の伝達手段を用いて行うものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時から、複数の伝達手段を確保するとともに、災害発生時に速やかに情報の共有が図られるよう体制整備を行うものとする。

(活動評価体制の確立)

第11条 甲及び乙は、災害発生時において、可能な限り短期間における医療ニーズにこたえることができるよう、前条で収集、伝達・共有した情報並びに自施設の活動状況等を整理・分析・評価し、次の対応計画につなぐことができる体制の確立を図るものとする。

(病院前医療救護所の設置)

第12条 乙が、施設内のスペース、動線、医療に係る知見等から必要と判断し

た場合は、病院敷地内もしくは近接する他の所有病院敷地内に病院前医療救護所を設置することができる。

- 2 前項の病院前医療救護所を設置した場合は、乙は速やかに甲に報告するものとする。

(後送医療機関への転搬送)

第 13 条 乙は、二次トリアージ等により被災負傷者を後送医療機関に転搬送する必要があると判断したときは、被災負傷者の重症度等から後送医療機関への転搬送の優先順位を決定するとともに、地域災害拠点病院等と連携、協力し、被災負傷者の転搬送もしくは転搬送の調整及び依頼を行うものとする。

(医薬品、医療材料等の確保)

第 14 条 乙は、災害発生時に備え、市災害医療センター又は病院前医療救護所における医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等(以下「医療材料等」という。)の備蓄に努めるとともに、災害発生時においては、乙の備蓄から医療材料等を調達するものとする。

- 2 甲は、市内に展開する応急救護所、医療救護所等の医療材料等の備蓄残数を逐次把握するとともに、把握に基づき必要と想定される医療材料等を確保するものとする。

- 3 甲は、乙の諸活動により医療材料等の備蓄が不足する場合は、乙の要請に基づき迅速に配給するものとする。

(医療費)

第 15 条 市災害医療センター又は病院前医療救護所における災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項第 4 号(救助の種類等)、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 3 条(救助の程度、方法及び期間)及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号。以下「基準」という。)第 5 条に規定される応急的な医療及び助産に係る医療費のうち本人負担分は徴収しない。

- 2 応急対応以降の入院医療など前項の応急的な医療及び助産に該当しない医療及び助産並びに転搬送後の後送医療機関における医療及び助産に係る医療費は、医療保険制度にしたがった取扱いとする。

(費用負担)

第 16 条 甲の要請に基づき乙が諸活動を実施したときに発生する次の費用は、甲の負担とする。なお、費用の額は、法第 7 条第 5 項(従事命令者への実費弁償)、法第 18 条(費用の支弁区分)、令第 4 条第 1 号及び第 2 号(医療関係者の範囲)、令第 5 条(実費弁償)、基準第 14 条(実費弁償)、基準第 15 条(救助事務費)の規定に基づく実費弁償の程度を基準として甲、乙協議して定める額とする。ただし、災害救助法の適用があった場合は、この協定にかかわらず

災害救助法の定めるところとする。

(1) 市災害医療センターにおける医療救護活動

- ア 医療救護に従事した者の日当、時間外勤務手当等の人件費
- イ 所有又は調達した医薬品の実費
- ウ 所有又は調達した医療材料等が滅失損傷した場合の実費

(2) 医療救護班の派遣に伴うもの

- ア 前号のアからウに係る経費
- イ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費

(3) その他法に定める救助を達成するため必要となる前2号を除く第5条に規定する活動

- ア 前2号を除く第5条に規定する活動に従事した者の時間外勤務手当並びに当該活動を実施するため臨時的に必要な賃金職員等雇上費
- イ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- ウ 使用料及び賃借料
- エ 通信運搬費

2 乙は、前項の規定により費用を請求するときは、前項第1号又は第2号については医療救護班が医療救護に関する診療録を作成の上で、甲に請求根拠とともに、所定の請求書を提出するものとする。

3 乙は、前項の費用に係る診療録並びに費用根拠について、甲が求めた場合は、その内容を開示もしくは説明するものとする。

(活動報告)

第17条 甲は、乙に市災害医療センターの諸活動の状況について随時報告を求めることができる。

(災害補償)

第18条 市災害医療センターにおける医療救護活動に従事した医療救護班の構成員に係る災害補償は、甲が傷害保険に加入し必要な補償を行う。

(医事紛争)

第19条 この協定により実施した医療救護活動に伴い、医事紛争が発生した場合、甲及び乙は、協力してその処理及び解決にあたるものとする。

2 甲が、損害を賠償した場合においても、医療救護活動従事者の故意又は重過失が存しない限り、乙又は医療救護活動従事者に求償しないものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この協定に基づき市災害医療センターとして実施する諸活動において発生する個人情報の取り扱いについては、個人情報保護関連法規並びに医師法等の医療関連法規及び施設内の個人情報保護に関する内規に基づき、適切に管理するものとする。

(防災活動並びに感染対策等への協力)

第 21 条 乙は、平常時における甲の防災啓発並びに感染症対策事業の推進に対し、次に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業、防災訓練等への参加協力等
- (2) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (3) 市内医療機関等における災害並びに感染症蔓延を想定した感染管理研修等
- (4) その他甲及び乙が協議の上、必要とするもの

(協定の更新)

第 22 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間継続するものとし、以後同様とする。

(細則)

第 23 条 この協定に定める事項に係る細目については別に定めるものとする。

(協議)

第 24 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各自 1 通を保有する。

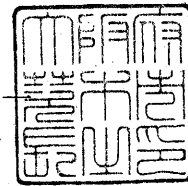
令和 4 年 3 月 3 日

甲 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

茨木市

茨木市長

福 岡 洋



乙 茨木市見付山二丁目 1 番 45 号

社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会茨木病院

院 長

立 田

